

第2章 行政改革実施計画（集中改革プラン）編

1 計画の位置付け

本実施計画は、「第1次有田川町行政改革大綱」に基づき、財政健全化の取組みも併せて平成18年度から平成22年度までの取組み内容について定めたものです。

2 計画の進行管理

行政改革推進本部において、計画の検討及び実施状況について所管課と必要な協議を行っていくものとします。

また、町民にも理解と協力を求めながら計画の推進を図り、進捗状況を公表していきます。